

新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金等の特別取扱いにおけるインターネット・アプリ請求について

① 新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金等の特別取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、入院だけでなく、自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設で治療を受けられる場合も、入院給付金等のお支払いの対象としてお取扱いします。

➤ お支払対象となる期間について

自宅等での療養に関する支払対象期間は、原則、**PCR検査等で陽性と診断された日から厚生労働省等の定める解除基準に該当した日（保健所等から通知された解除日）**となります。

➤ 自宅療養について

検査結果が陽性で、保健所の判断により自宅等での療養の指示を受けた後、厚生労働省の定める以下①または②に該当した場合に退所・解除となります。

有症状者	① 発症日*1から10日間経過 し、かつ、症状軽快*2後72時間経過 ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を明け、2回のPCR検査で陰性を確認
無症状者	① 検体採取日*3から10日間経過 ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔を明け、2回のPCR検査で陰性を確認

*1 症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

*2 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

*3 陽性確定に係る検体採取日とする。

※退所・解除の取扱基準は今後見直される場合があります

出典：厚生労働省「退院基準・解除基準の改訂」「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第3版）」より作成

必ずご確認ください



濃厚接触者として自宅等で待機した場合や、**休業要請**により自宅等で待機した場合等は、**お支払いの対象となりません。**



入院給付金等の特別取扱いについては**2022年4月時点**での取扱いであり、今後法令の改正等により**変更する可能性があります。**

② 給付金請求について

インターネット・アプリでのご請求が可能です

療養期間	お手続きに必要な書類（あらかじめ撮影してください）
11日以内	・「新型コロナに 罹患したこと 」がわかる保健所・自治体が発行する証明書※
12日以上	・「新型コロナに 罹患したこと および「 療養期間 」がわかる保健所・自治体が発行する証明書※

※入院勧告書、就業制限・解除通知、宿泊・自宅療養証明書、「My HER-SYS」の**診断年月日が記載された画面**のスクリーンショット等です。**ただし、12日以上療養された場合は「My HER-SYS」のスクリーンショットはご利用できません。**

インターネット・アプリ請求のご利用条件

- ・**今回ご請求事由発生時点でご加入から2年以上経過している契約**
- ・お客様番号(お客様ID)・暗証番号(パスワード)をお持ちのお客様
- ・被保険者（治療を受けられた方）と契約者が同一の契約

上記にかかわらずご契約内容によってはご利用いただけない場合がございます。その際は恐れ入りますが裏面の電話番号までご連絡をお願いいたします。

③インターネット・アプリ請求の手順について

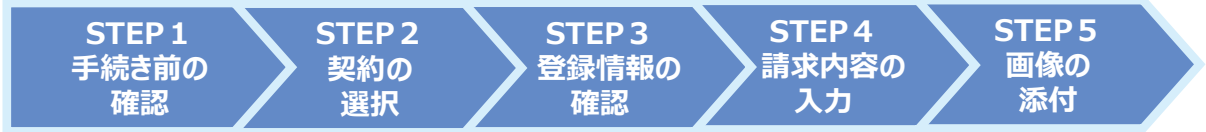
ログイン方法

スマートフォンにてニッセイホームページからお手続きを行う場合はこちらからアクセス
※パソコンの場合は、ニッセイホームページの「ご契約者さま専用サービスログイン」にアクセス



手順

スマートフォン、パソコンよりログインのうえ、以下の手順に沿ってお手続きください



ご入力方法等が通常の入院請求の場合と異なりますので、必ず以下の内容をご確認のうえ、お手続きください

ポイント① STEP 4 請求内容の入力画面

① 「入院のみ」を選択してください

② 「病気」を選択してください

※その他の項目は請求内容どおりに選択してください

「次に進む」を押下

① 「新型コロナウイルス感染症」とご入力ください

② 「PCR検査等で陽性と診断された日」をご入力ください

③ 「保健所等から通知された解除日」をご入力ください

※未来の日付は入力不可

④ 「自宅」または「宿泊施設」とご入力ください

ポイント② STEP 5 画像の添付画面

- 保健所・自治体発行の証明書（入院勧告書、就業制限・解除通知、宿泊・自宅療養証明書、「My HER-SYS」の診断年月日が記載された画面のスクリーンショット等）の画像を添付してください。
- 必要書類はあらかじめ撮影のうえ画像を添付してください。
- 診断書等上記以外の書類は添付しないように、ご注意ください。

必ずご確認ください

ご請求は療養解除後に実施してください。解除日以前のご請求ではお支払事由に該当するか確認できません。

※「新型コロナウイルス感染症による入院のご請求」「新型コロナ感染症以外のご請求」につきましても、インターネット・アプリでのご請求がご利用になれます。インターネット・アプリ請求のご利用条件につきましては、ニッセイホームページまたは日本生命アプリの請求手続画面をご確認ください。

ニッセイコールセンター 0120-201-021（通話料無料）

<受付時間> 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

* プライバシー保護のため、お問合せ・ご連絡は請求人本人様からお願いいたします。